冠婚葬祭互助会の契約で、一番安いコースを選んだ。「葬儀一式の料金は20万円」 と説明され、安いと思ったので契約した。葬儀会場はセレモニーホールという説明 だったが、契約後に受け取った資料で確かめると、契約内容にホールの利用料が入 っていなかった。

(40 歳代女性)

冠婚葬祭互助会とは、加入者が毎月、一定額の掛け金を払うことで、冠婚葬祭の 儀式などのサービスが受けられるシステムです。

このうち、葬儀への相談が多く寄せられています。ほとんどの加入者は葬儀を行った経験がなく、予算の見込みができないためです。

相談者の事例の場合、互助会の説明に不十分な面があり、双方の認識が異なるままで契約したと言えます。

つまり「葬儀費用一式料金」は、互助会にすれば、サービスの中から 20 万円で提供できるメニューの一部であり、ホールの使用料は、追加料金が別途かかるのが当然という認識でした。

しかし、相談者は、葬儀の全てを賄える金額と理解していたという食い違いがあったことになります。

このように、双方の解釈が違う可能性があるため、事前に約款などで契約内容を 確認することが大切です。

また、互助会の契約は長期間に及び、加入者の家族からのサービス請求に応じることもあるため、住所変更や離婚などの連絡をその都度、行う必要があります。

一般社団法人・全日本冠婚葬祭互助協会では、105歳以上でサービス未利用の完納加入者やその家族に対し、各互助会から「契約失効予告通知書」を送付しているそうです。

住所などの変更手続きを怠り契約が失効されることがないよう、家族構成や住所 が変わった場合の連絡はぜひ行ってください。